

青葉区古文書之会会則（平成30年4月改訂）

第1条（名称）

本会は青葉区古文書之会と称する。

第2条（目的）

本会は、青葉区とその周辺地域に関連する古文書の解説を通じ、地域の歴史、文化の理解を高めるとともに、会員の自己研鑽と相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は前条の目的に賛同し入会した者とする。

第4条（活動）

1. 本会は次の活動を行う。
 - ①古文書の解説、考察（研鑽の足跡は適宜翻刻）
 - ②史跡等歴史的現場の見学
 - ③近隣の同種団体等との情報交換
 - ④その他目的の趣旨に相応しい活動
2. 定例の活動（勉強会）は原則として月2回山内地区センターで行う。

第5条（運営）

1. 本会に会長1名、運営委員（副会長、会計、広報、監査役各1名）を置く。運営委員は会長の委嘱を受け本会の運営に関わる事務を分担する。会計は会計事務を司り、監査役はその監査を行う。広報は対外的な情報伝達を行う。任期はいずれも1年とする。但し再任は妨げない。

2. 会長は運営委員以外の会員に対し必要に応じて担務を依頼する事が出来る。

第6条（会費及び会計年度）

1. 本会の会計年度は毎年4月より翌年3月末までの1カ年とする。
2. 会費は当分の間年間1万円とする。会員はこれを、前期（4月～9月）、後期（10月～翌年3月）の2回に分けて納入する。年度途中の入会者の場合は、入会月から、前期又は後期の終了月までの会費を、月割で計算して納入する。（ただし千円未満は切り上げる）

第7条（総会）

1. 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の同意をもって承認とする。
2. 定例総会は年1回、原則として4月に開催し次の各項を審議する。
 - ①会長及び運営委員、会計、監査役の選出
 - ②年度活動報告及び会計報告及び監査報告
 - ③次年度活動計画
 - ④会則の変更など重要事項
 - ⑤その他会長が必要と認めた事項
3. 会長が特に必要と認めた場合は臨時総会を開催する。

第8条（休会及び退会）

1. 休会あるいは退会を希望する者は、会長に対し、その意思を伝えることにより、休会、退会することができる。但し、期の途中であっても会費の返還は行わない。
2. 休会中の者に対しては、次期以降の会費を免除する。但し会費免除中であっても、休会中の者は、実費を支払うことにより「研鑽の足跡」等の資料を請求することができる。
3. 1年以上、第4条に定める活動への参加がなく、且つ、休会の意思表示もない会員は退会と見なす。但し常に再入会は妨げない。

付則 本会則は平成26年7月10日より実施する。

- 改訂 ①平成28年4月28日 第5条運営委員の内訳とその役割 第7条会計、監査役の報告義務を明記する
- ②平成28年7月28日 第6条（会計及び会計年度）に年度途中の入退会者の会費について規定する。
- ③平成30年4月12日 第5条に第2項を追加。また第8条（休会及び退会）を新設